

不動産の公売・公売公告第8号売却区分1の物件

公 売 の 日 時	平成22年4月8日(木)午前10時から 午前10時15分まで
売却決定の日時	平成22年4月15日(木)午前10時
買受代金の納付期限	平成22年4月15日(木)午後 3時
公 売 会 場	伊佐市役所大口庁舎2階大会議室(本館)

【公売財産の所在等】



【公売財産の概要等】

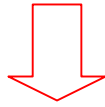
売却区分番号	財産の所在地	地 家屋 番 号	地 目 種 類	構 造	地 積 床面積	
1	土地	伊佐市大口上町	13番8	宅地	-	264.41㎡
	建物	伊佐市大口上町 13番地8	13番8	倉庫	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建	1階126.00㎡ 2階126.00㎡
見積価額		10,094,000 円		公売保証金	1,010,000 円	

財産の詳細は4ページから写真等を掲載してあります。

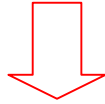
財産は、滞納者が使用している状態です。

入札の流れ

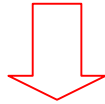
公売保証金の納付（平成22年4月8日入札当日）



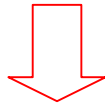
入札（4月8日）



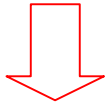
開札（4月8日最高価申込者等の決定）
（次順位買受申込者の受付）



売却決定及び買受代金を現金にて納付（4月15日）
売却決定 午前10時
買受代金納付 午後3時までに



所有権移転登記等の手続き（4月15日以降）
移転登記等に係る登録免許税額分の収入印紙等の提出



公売終了

注意していただく事項

- 公売保証金を納付すれば、どなたでも公売に参加することができます。但し、滞納者及び公売場所への入場、入札等を制限されている方は公売に参加することはできません。
- 入札をされる際には、事前に管轄法務局（霧島市）で不動産登記簿を閲覧して権利関係等を確認するとともに、現地にて公売財産の現況等を必ず確認してください。
- 伊佐市は、買受人に対し、公売財産の現実の引渡しは行いません。例えば、建物に居住者がいるなどのいわゆる占有者がある不動産についての現実の引渡しは、買受人自身が請求して行うことになります。
- 境界については、買受人と隣接所有者との話し合いとなります。
- 公売財産は、場合によって公売中止になることがあります。

入札に参加される場合に、持ってくる物（入札書は当日準備します）ダウンロードも可能です

（１）公売保証金（物件ごとに定めてあります。）

入札前に納付する。（当日現金にて納付）

（２）印 鑑

個人で入札される方・・・認 印

法人で入札される方・・・代表者印

代理人で入札される方・・・代理人の認印

（３）代理人が入札される場合は委任状

様式は任意ですが、無い場合は、入札当日会場でも様式を準備しています。

（４）収入印紙（営利法人又は個人で不動産業を営んでいる方 ２００円分）

公売保証金返却時の収入印紙

（５）入札者が本人であることが確認できる書類等

個人で入札される方・・・運転免許証または公的機関が発行した身分証明

法人で入札される方・・・法人登記簿の写し

代理人で入札される方・・・法人登記簿の写し及び代理人の運転免許証または公的機関が発行した身分証明

入 札

- ・ 入札開始前に公売保証金と、入札方法等の注意事項について説明しますので、入札開始 15 分ほど前に会場にお越し下さい。

開 札

- ・ 見積価額以上で最も高い価額を入札した方が、最高価申込者となり、次に高い価額を入札した方が最高価申込者がキャンセルした場合の次順位申込者となります。

売却決定

- ・ 公売日の 1 週間後、最高価申込者に対して売却を決定します。

買受代金の納付

- ・ 買受代金から公売保証金の額を差し引いた残額を、現金により一括して期限までに納付してもらいます。

権利移転の手続き

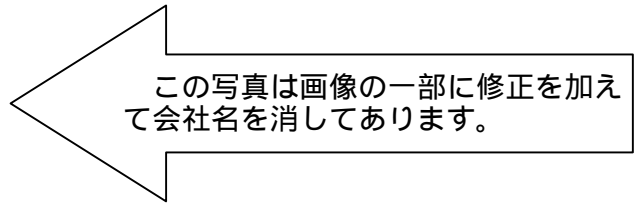
- ・ 公売財産の所有権移転の手続きは、買受人の請求により市が行います。移転登記の手続きに係る登録免許税やその他費用については、買受人の負担となります。



公売財産の写真



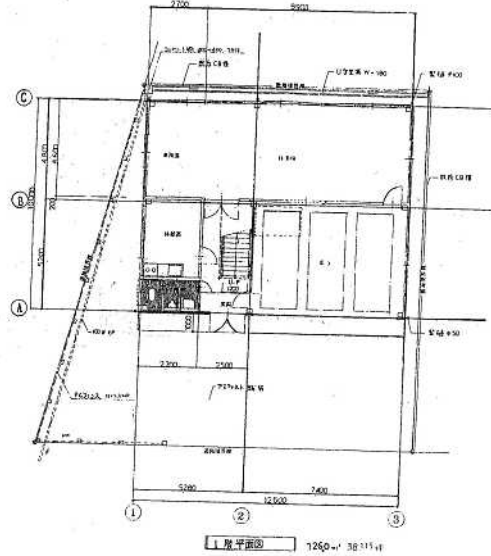
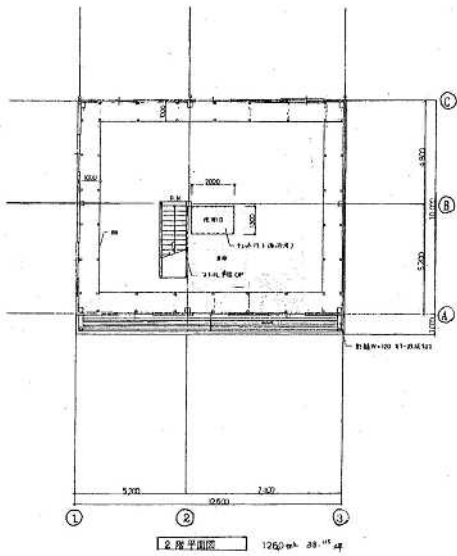
国道側



建物正面



市道側



建物平面図

公売に関するお問い合わせ
滞納対策課滞納整理係 0995-23-1311(1202・1203)